

鹿 児 島 県 公 報

令 和 8 年 2 月 13 日 (金) 第 693 号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則	
○鹿 児 島 県 中 小 企 業 高 度 化 資 金 貸 付 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (※)	(中 小 企 業 支 援 課 取 扱 い) 1
告 示	
○保 安 林 の 指 定 の 解 除 予 定 の 通 知	(森 づ け り 推 進 課 取 扱 い) 2
○特 定 漁 業 者 の 規 約 の 制 定 に 係 る 同 意 の 認 定	(水 産 振 興 課 取 扱 い) 2
○肥 料 の 登 録 の 有 効 期 間 の 更 新	(経 営 技 術 課 取 扱 い) 2
○県 営 土 地 改 良 事 業 の 換 地 計 画 の 決 定	(農 地 整 備 課 取 扱 い) 2
○児 童 福 祉 法 に 基 づ く 指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 者 の 指 定	(大 隅 地 域 振 興 局 取 扱 い) 3
○障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め の 法 律 に 基 づ く 指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者 の 指 定	(大 隅 地 域 振 興 局 取 扱 い) 3
○児 童 福 祉 法 に 基 づ く 指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 者 の 指 定	(熊 毛 支 庁 取 扱 い) 3
○障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め の 法 律 に 基 づ く 指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者 の 指 定	(大 島 支 庁 取 扱 い) 4
選 挙 管 理 委 員 会 告 示	
○直 接 請 求 の 連 署 に 必 要 な 有 権 者 の 数 (※)	(選 挙 管 理 委 員 会 取 扱 い) 4
○政 治 団 体 の 名 称 等 の 公 表	(選 挙 管 理 委 員 会 取 扱 い) 5
監 査 委 員 公 表	
○監 査 結 果 の 報 告 に 係 る 措 置 の 公 表 (4 件)	(監 査 委 員 事 務 局 取 扱 い) 7

規 則

鹿 児 島 県 中 小 企 業 高 度 化 資 金 貸 付 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る 。

令 和 8 年 2 月 13 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

鹿 児 島 県 規 則 第 4 号

鹿 児 島 県 中 小 企 業 高 度 化 資 金 貸 付 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

鹿 児 島 県 中 小 企 業 高 度 化 資 金 貸 付 規 則 (平 成 16 年 鹿 児 島 県 規 則 第 98 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

第 5 条 第 2 項 第 1 号 シ 中 「 流 通 業 務 の 総 合 化 及 び 効 率 化 の 促 進 に 関 す る 法 律 」 を 「 物 資 の 流 通 の 効 率 化 に 関 す る 法 律 」 に , 「 流 通 業 務 総 合 効 率 化 法 」 を 「 物 資 流 通 効 率 化 法 」 に , 「 第 5 条 第 2 項 」 を 「 第 7 条 第 2 項 」 に 改 め , 同 号 テ 中 「 下 請 中 小 企 業 振 興 法 」 を 「 受 託 中 小 企 業 振 興 法 」 に 改 め , 「 。 以 下 「 下 請 振 興 法 」 と い う 。 」 を 削 る 。

第 7 条 第 2 号 中 「 年 利 0.80 パ ー セ ン ト 」 を 「 年 利 1.00 パ ー セ ン ト 」 に 改 め る 。

別 表 2 の 項 中 「 下 請 振 興 事 業 計 画 承 認 グ ル ー プ 事 業 」 を 「 受 託 中 小 振 興 計 画 承 認 グ ル ー プ 事 業 」 に , 「 下 請 振 興 法 」 を 「 受 託 中 小 企 業 振 興 法 」 に , 「 下 請 事 業 者 等 」 を 「 中 小 受 託 事 業 者 等 」 に 改 め , 同 表 2 の 2 の 項 中 「 流 通 業 務 総 合 効 率 化 法 第 4 条 第 1 項 」 を 「 物 資 流 通 効 率 化 法 第 6 条 第 1 項 」 に 改 め る 。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の鹿児島県中小企業高度化資金貸付規則第 7 条の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る貸付金の貸付けについて適用し、同日前の申請に係る貸付金の貸付けについては、なお従前の例による。

告 示

鹿児島県告示第 93 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和 8 年 2 月 13 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 解除予定保安林の所在場所
伊佐市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び伊佐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第 94 号

出水郡長島町平尾 67 番地 1 株式会社コザキ代表取締役小崎春海及び出水郡長島町平尾 2164 番地 1 吉武建吾からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 108 条第 4 項において準用する同法第 105 条の 2 第 3 項の規定による届出に係る同法第 108 条第 2 項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和 8 年 2 月 13 日

鹿児島県知事 塩田康一

区域及び区分

- 区域 長島町平尾区域（出水郡長島町平尾の地区）
- 区分 主として棒受網漁業を営む漁業

鹿児島県告示第 95 号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和 25 年法律第 127 号）第 12 条第 2 項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和 8 年 2 月 13 日

鹿児島県知事 塩田康一

登録番号	更新後の登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者	
						氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第 1255 号	令和 14 年 3 月 18 日	蒸製毛粉	フェザーミール	窒素全量 12.5	その他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社 ジャパンファーム	曾於郡大崎町益丸 651 番地

鹿児島県告示第 96 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 89 条の 2 第 1 項の規定により、土地改良事業県営農村集落基盤再編・整備（農地環境整備（一般型））河内浦地区の換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 8 年 2 月 13 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
換地計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和 8 年 2 月 16 日から同年 3 月 16 日まで
- 3 縦覧場所
南種子町役場建設課

大隅地域振興局告示第 3 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和 8 年 2 月 13 日

大隅地域振興局長 坂脇健一

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援アボラ	鹿屋市寿三丁目 12-26	社会福祉法人幸伸会	肝属郡錦江町城元 3724 番地 1	石踊紳一郎	令和 8 年 2 月 1 日	児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援

大隅地域振興局告示第 4 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 8 年 2 月 13 日

大隅地域振興局長 坂脇健一

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
HARELUYA	鹿屋市大浦町 14373 番地 2	一般社団法人 HARELUYA 輝石	鹿屋市大浦町 14373 番地 2	大迫 勝代	令和 8 年 2 月 1 日	就労継続支援 B 型

熊毛支庁告示第 1 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和 8 年 2 月 13 日

熊毛支庁長 籠原剛

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
多機能型事業所 なないろ	西之表市西之表 10037 番地	合同会社 HOA	西之表市西之表 10037 番地	外山 眞希	令和 8 年 2 月 1 日	児童発達支援・放課後等デイサービス

大島支庁告示第 4 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 8 年 2 月 13 日

大島支庁長 松藤啓介

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
訪問介護カインド奄美事業所	奄美市名瀬末広町 2 番 24 号 堀口園ビル 102 号	株式会社 K I N D	大阪府岸和田市野田町三丁目 6 番 30 号	近藤 光行	令和 8 年 2 月 1 日	居宅介護・重度訪問介護

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第 21 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定に基づく次の表の左欄に掲げる直接請求の連署に要する選挙権を有する者の数は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりである。

なお、令和 7 年 12 月 23 日鹿児島県選挙管理委員会告示第 51 号（直接請求の連署に必要な有権者の数）は、廃止する。

令和 8 年 2 月 13 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

左 欄	右 欄
地方自治法第74条第 1 項に基づく条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数	25, 767
地方自治法第75条第 1 項に基づく県の事務の執行に関する監査の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数	
地方自治法第76条第 1 項に基づく議会の解散の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数	261, 041
地方自治法第80条第 1 項に基づく議会の議員の解職の請求の連署に要する各選挙区における選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数（その総数が 40 万を超える 80 万以下の場合にあってはその 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が 80 万を超える場合にあってはその 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数）	鹿児島市・鹿児島郡区 148, 450
	鹿屋市・垂水市区 30, 168
	枕崎市区 5, 252
	阿久根市・出水郡区 7, 687
	出水市区 13, 945
	指宿市区 10, 372
	西之表市・熊毛郡区 10, 580
	薩摩川内市区 24, 863
	日置市区 12, 725
	曾於市区 8, 948
	霧島市・始良郡区 36, 039
	いちき串木野市区 7, 196
	南さつま市区 8, 693
志布志市・曾於郡区 10, 965	
奄美市区 12, 784	

	南九州市区	8,729
	伊佐市区	6,389
	始良市区	21,307
	薩摩郡区	5,205
	肝属郡区	8,880
	大島郡区	15,156
地方自治法第81条第1項に基づく知事の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数		261,041
地方自治法第86条第1項に基づく副知事, 選挙管理委員, 監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数		
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に基づく教育委員会の教育長又は委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数		

鹿児島県選挙管理委員会告示第22号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による設立の届出があった政治団体，法第7条第1項の規定による異動の届出があった政治団体，法第17条第1項の規定による解散の届出があった政治団体，法第19条第3項の規定による資金管理団体の異動の届出があった政治団体及び資金管理団体の指定の取消し又は資金管理団体でなくなった旨の届出があった政治団体の名称等は，次のとおりである。

令和 8 年 2 月 13 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

1 設立の届出があった政治団体

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
清平二後援会	清平二	清千鶴子	大島郡伊仙町小島249	令和7年 12月19日
くぼたてつろう後援会	窪田 哲郎	窪田 哲郎	肝属郡肝付町新富34番地	令和7年 12月5日
こあらた大樹後援会	堀之内 竜星	小荒田 美紀	指宿市開闢十町2800	令和7年 12月10日
清水幸祐後援会	清水 幸祐	清水 麻友	肝属郡肝付町南方929	令和7年 12月12日

2 異動の届出があった政治団体

(1) 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動年月日

参政党鹿児島第 1 支部	桐原 郁生	代表者の氏名	桐原 郁生	櫻木 隆志	令和 7 年 12 月 1 日
		会計責任者の氏名	松井 聡子	高山 利香	
参政党鹿児島第 3 支部	黒川 明	主たる事務所の所在地	日置市吹上町 永吉9914	出水市明神町 1143-6	令和 7 年 11 月 26 日
		代表者の氏名	黒川 明	山内 彰	
		会計責任者の氏名	朝隈 三恵	宮里 智子	
参政党鹿児島第 2 支部	佐々木 伸治	主たる事務所の所在地	鹿児島市中山町2274-6	鹿児島市山田町612-1	令和 7 年 12 月 8 日
参政党鹿児島第 4 支部	吉満 依理子	主たる事務所の所在地	霧島市隼人町 東郷276番地 1	鹿屋市串良町 岡崎2940-3	令和 7 年 11 月 26 日
		代表者の氏名	吉満 依理子	小村 葵	
		会計責任者の氏名	蛭川 智恵子	岩下 展代	

(2) その他の政治団体 (政党及び政治資金団体以外の政治団体)

ア 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
尾辻秀久後援会	村岡 淳雄	主たる事務所の所在地	鹿児島市平之町 9-9-201	鹿児島市鴨池新町 6-5-603	令和 7 年 12 月 1 日

イ 法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
秀山会	尾辻 秀久	主たる事務所の所在地	東京都新宿区四谷 4-3-403	鹿児島市鴨池新町 6-5-603	令和 7 年 12 月 1 日

ウ 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
清水こうすけ後援会	清水 幸祐	政治団体の名称	清水こうすけ後援会	清水幸祐後援会	令和 7 年 12 月 18 日
夢ある明日をつくる会	平岡 康徳	代表者の氏名	平岡 康徳	宮脇 義宏	令和 7 年 12 月 13 日

3 解散の届出があった政治団体

(1) 政党の支部

法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党鹿児島県参議院選挙区第一支部	鹿児島市鴨池新町14-9 ライドビル202号	園田 修光	令和 7 年12月16日
自由民主党鹿児島県参議院選挙区第五十一支部	鹿児島市鴨池新町 6-5 前田ビル603	尾辻 秀久	令和 7 年12月10日

(2) その他の政治団体 (政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	解散年月日
---------	------------	--------	-------

有村隆志後援会	霧島市国分広瀬二丁目 23-19	有村 隆志	令和 7 年 12 月 25 日
鹿児島県ひがなつみ後援会	鹿児島市照国町13番15号	堀川 清一	令和 7 年 12 月 18 日
まなべ真紀と屋久島を愛するなかまたち	熊毛郡屋久島町麦生 335-75	眞邊 真紀	令和 7 年 12 月 1 日
山田としお鹿児島後援会	鹿児島市鴨池新町15番地	山野 徹	令和 7 年 10 月 31 日

4 資金管理団体の異動の届出があった政治団体

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
尾辻 秀久	秀山会	主たる事務所の所在地	東京都新宿区四谷4-3-403	鹿児島市鴨池新町6-5-603	令和 7 年 12 月 1 日

5 資金管理団体の指定の取消し又は資金管理団体でなくなった旨の届出があった政治団体系第19条第3項第2号による届出があった政治団体

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
有村 隆志	有村隆志後援会	令和 7 年 12 月 25 日

監 査 委 員 公 表

監査委員公表第 1 号

令和 7 年 10 月 2 日付け監査第 1014 号の監査結果に基づき、令和 8 年 1 月 9 日付け財第 160 号で鹿児島県知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、別冊のとおり公表する。

令和 8 年 2 月 13 日

鹿児島県監査委員	松 菌 英 昭
同	大 菌 豊
同	小 園 しげよし
同	ふくし山ノブスケ

監査委員公表第 2 号

令和 7 年 10 月 2 日付け監査第 1015 号の監査結果に基づき、令和 7 年 12 月 18 日付け鹿教総第 417 号で鹿児島県教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、別冊のとおり公表する。

令和 8 年 2 月 13 日

鹿児島県監査委員	松 菌 英 昭
同	大 菌 豊
同	小 園 しげよし
同	ふくし山ノブスケ

監査委員公表第 3 号

令和 7 年 10 月 2 日付け監査第 1017 号の監査結果に基づき、令和 8 年 1 月 23 日付け鹿県選管第 216 号で鹿児島県選挙管理委員会から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、別冊のとおり公表する。

令和 8 年 2 月 13 日

鹿児島県監査委員	松 菌 英 昭
同	大 菌 豊
同	小 園 しげよし
同	ふくし山ノブスケ

監査委員公表第 4 号

令和 7 年 10 月 2 日付け監査第 1016 号の監査結果に基づき，令和 7 年 12 月 19 日付け鹿公委会第 4 号で鹿児島県公安委員会から措置を講じた旨の通知があったので，地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により，別冊のとおり公表する。

令和 8 年 2 月 13 日

鹿児島県監査委員	松 菌 英 昭
同	大 菌 豊
同	小 園 しげよし
同	ふくし山ノブスケ